

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十八年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、前条各号に掲げる者の負担能力を考慮し、前項第一号又は第一号の場合において、これらの規定に規定する階層区分（以下この条において「階層区分」という。）について、別表備考4の規定により難い特別の事情があると認めるときは、階層区分を変更することができる。

3 前項の規定により階層区分の変更を受けようとする者は、別記様式第一号による階層区分変更申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により階層区分の変更の申請があつた場合は、その内容を審査し、変更するか否を適切と認めた場合は、別記様式第二号による階層区分変更承認書により、その旨を申請者に通知する。

第四条第三項中「別記様式第一号」を「別記様式第1号」に改め、同条第四項中「別記様式第一号」を「別記様式第四号」に改める。

別表右欄中「通所施設」を「その他の施設」に改め、回表備考1中「第5条の4の2第5項」や「第5条の4の2第6項」に改め、回表備考2(2)中「第41条第1項、第2項及び第6項」を「第41条第1項、第2項、第6項及び第24項」に改め、回表備考2に次のふうに加えよ。

(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

別表備考3中「通所施設」を「その他の施設」に改める。

別記様式第一号中「様式第2号」を「様式第4号（第4条関係）」に改め、回様式を別記様式第四号とする。

別記様式第一号中「別記様式第1号」を「様式第3号（第4条関係）」に改め、回様式を別記様式第二号とする。別記様式第一号及び別記様式第一号に次の一様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

社会福祉施設等の措置費用に係る階層区分変更申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

印

次のとおり、社会福祉施設等措置費用に係る階層区分を変更してください。

措置され ている者	氏 名	男・女	生年 月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	在籍してい る施設等				
扶 养 義 務 者	氏 名		措置され ている者との続 き柄		
	住 所				
前年の所得税額による 階層区分					
階層区分の変更を求める 理由					
階層区分の変更を求める 理由の発生日		平成 年 月 日から			
備 考					

(注) 1 階層区分の変更を求める理由欄には、その理由を具体的に記載すること。

(その理由を証する書面を必ず添付すること。)

2 備考欄には、その他参考となる事項があれば具体的に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第2条関係）

社会福祉施設等の措置費用に係る階層区分の変更承認書

平成 年 月 日

（申請者） 様

広島県知事 印

次のとおり、社会福祉施設等措置費用徴収規則第2条第2項の規定により、階層区分を
変更します。

措置され ている者	氏名		
	在籍してい る施設等		
変更後の階層区分		徴収基準月額	円
階層区分の変更月	平成 年 月から		
備考			

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の社会福祉施設等措置費用徴収規則の規定は、平成二十八年七月一日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。